

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護重要事項説明書

〔令和 7年 4月 1日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 三療会
代表者役職・氏名	理事長 竹内 幾也
本社所在地・電話番号	鴻巣市本町二丁目1番7号 1階
法人設立年月日	平成 25年 10月 7日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	あかり訪問看護ステーション
事業所番号	訪問看護・介護予防訪問看護 (指定事業所番号 1161790039)
所在地	〒365-0038 埼玉県鴻巣市本町二丁目1番7号 2階
電話番号	048-543-0010
FAX番号	048-543-0011
通常の事業の実施地域	鴻巣市・北本市

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前9時から午後5時30分まで

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人 坂本 富美子
訪問看護師	訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき、訪問看護のサービスを提供します。	常 勤 6人 梶野 美子 酒井 由貴 成塚 千恵 銭盛 ゆかり 阿久澤 佐智子 中根 久美
作業療法士		常 勤 1人 増田 延寿

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①病状、心身の状況の観察 ②清拭、洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等の日常生活の世話 ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

4 料金等

(1) 交通費

鴻巣市及び北本市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問看護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり50円を請求します。

(2) キャンセル料

訪問時間までにサービス中止の連絡がない場合は、キャンセル料を2,000円いただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。

(3) その他

利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等は利用者のご負担となります。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとに請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月15日頃までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 請求月の末日までに、現金でお支払いください。
- ② お支払いを確認し、領収証をお渡ししますので、保管してください。
(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めており、漏らすことはありません。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をすることがあります。又、夜間や休日等の状態変化時にも速やかに対応していきます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者総合補償制度

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は、訪問看護師に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を次回訪問までには連絡する）

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 坂本 富美子
電話番号	0 4 8 - 5 4 3 - 0 0 1 0
受付時間	午前9時から午後5時30分まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、8月13日から8月15日, 12月30日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

鴻巣市 介護保険課	0 4 8 - 5 4 1 - 1 3 2 1
北本市 高齢介護課	0 4 8 - 5 9 1 - 1 1 1 1
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8 (苦情相談専用)

10 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 訪問看護師はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。
 - ア 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - イ 利用者以外の家族のためのサービス提供
 - ウ 利用者の訪問看護の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）
- (2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 予定のサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又当事業所の担当者へご連絡ください。